

2008年5月30日

富士重工業 「自動車リサイクル法」による2007年度再資源化率等の実績を公表

富士重工業は、2005年1月から施行された自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、2007年度（2007年4月～2008年3月）における再資源化等の実績を公表する。

2007年度の実績は、シュレッダーダスト¹（以下A S R）では222,473台（32,366.5トン）を回収、23,599.2トン²を再資源化した。よってA S R再資源化率は72.9%となり、2015年度法定基準である70%を達成した²。

また、エアバッグ類は45,498台を引取り、10,855kgをリサイクル施設に投入し、10,222kgを再資源化した。再資源化率は94.2%となり、法定基準の85%を達成している。

フロン類は156,429台（47,089kg）を引取り、適正に処理を行った。

再資源化等に要した費用は総額1,552,326,520円、資金管理法からの払渡しを受けた預託金は総額1,627,138,614円であり、全体収支は74,812,094円の黒字となった。なお、自り法施行後の2005年1月1日～2008年3月31日における全体収支は41,479,916円の黒字である。

富士重工業では、今後も自動車リサイクル法における使用済自動車から発生するA S R、エアバッグ類、フロン類の3品目の引取・再資源化が確実かつ円滑に行われるよう取り組んでいる。リサイクル率に関しては今後も安定的に高い水準を維持することを目指すとともに、リサイクル処理に掛かるコストの低減を図り、お客様からの預託金の額を低減できるよう努めていく。

*1 使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ

*2 A S R再資源化施設の基準適合状況については、A R Tホームページ（<http://www.asrrt.jp/place.html>）を参照

2007年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2007年4月1日 ~ 2008年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR 1	エアバッグ類
再資源化率 2	基準	30%以上(2005年度~2009年度) 50%以上(2010年度~2014年度) 70%以上(2015年度~)	85%以上
	実績	72.9%	94.2%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 4	203,502 台	取外回収台数	11,917 台	CFC 引取台数	36,155 台
	委託全部利用投入解体自動車台数 5	18,971 台	車上作動台数	33,294 台	HFC 引取台数	120,274 台
	合計	222,473 台	一部取外回収 / 一部車上作動台数	287 台		
引取量	ASR 引取重量	29,503.7 t	取外回収個数	15,818 個	CFC 引取重量	9,502.5kg
	委託全部利用引渡 ASR 相当重量	2,862.8 t	車上作動個数	62,844 個	HFC 引取重量	37,586.5kg
	合計	32,366.5 t	合計	78,662 個	合計	47,089.0kg
再資源化重量	再資源化施設 ASR 投入重量 6	22,780.4 t	再資源化施設 引取重量	10,855.0 kg	_____	
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量	2,000.9 t				
	委託全部利用投入 ASR 相当重量	2,862.8 t	再資源化重量	10,222.1 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量	43.1 t				

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	ASR	エアバッグ類	フロン類	合計
払渡しを受けた預託金の額	1,215,923,160 円	79,206,496 円	332,008,958 円	1,627,138,614 円
再資源化等に要した費用	1,135,611,882 円	81,922,265 円	334,792,373 円	1,552,326,520 円
収 支	+ 80,311,278 円	2,715,769 円	2,783,415 円	+ 74,812,094 円

[注記]

1. ASR (= Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破碎残さ。

2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{ASR 引取重量} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量} \end{array} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量} \end{array} \right]}$$

3. CFC (= 特定フロン CFC12) ・ HFC (= 代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。

4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。

5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先 (解体事業者、プレス・せん断処理業者) が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。

6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。